

フィンランド

団体標章法

2013年1月31日法律No. 108により改正された1980年12月5日法律No. 795

目次

- 第1条
- 第2条
- 第3条
- 第4条
- 第5条
- 第6条
- 第6a条
- 第6b条
- 第6c条
- 第6d条
- 第6e条
- 第7条
- 第8条

第1条

団体は、当該団体の構成員が自らの職業活動で使用すべき商標(組合標章)についての排他的権利を商標法(法律7/64)による登録又は使用を通して取得することができる。

上記の排他的権利はまた、組合標章として使用される他のシンボルについても、使用を通じた当該標章の確立によって取得することができる。

商品、サービスを検査若しくは監督すること又はそれらに関する指令を発することを任務とする公的機関、協会その他の組織は、そのような管理若しくは監督の対象となる商品やサービスに対して使用すべき特別の標章(管理標章)についての排他的権利を登録により取得することができる。本法にいうこれらの標章を併せて団体標章と称する。

第2条

本法に別段の規定がある場合を除いて、商標法の規定が団体標章に準用されるものとする。

第3条

団体標章の登録出願には、団体の規約及び標章使用規則の他、組合、協会その他関係組織の登録簿からの又は出願団体の活動分野に関するその他の報告書からの必要な抜粋を提出する必要がある。

第1段落に述べる標章使用に関する規則に変更がされた場合は、当該変更を特許庁に報告しなければならない。

第4条

団体標章の移転は申請に基づいて登録を受けることができる。ただし、当該移転によって、公衆に誤解を生じさせる虞がある場合はこの限りでない。

管理標章の登録の有効期間が満了した場合は、その標章は当該標章を所有する資格ある団体のためにのみ再度登録することができる。

第5条

商標法(第26条第1段落から第3段落まで)に規定する場合に加え、団体標章の登録は、標章権者がその活動を終了した場合、標章権者が第3条に述べる標章使用規則に反する態様で標章の使用を許可した場合及び標章使用規則の変更が特許庁に報告されなかった場合にも取り消すことができる。

登録によって損害を被る者は当該登録取消の訴を提起することができる。そのような訴は、公訴官、雇用・経済省が指定する機関又はその他関係の職種や産業若しくは消費者の利益を代表する任を負う機関も提起することができる。

第6条

団体標章侵害事案においては、標章権者のみが原告となることができる。標章権者はまた、団体標章ライセンスを有する者の被った損害を含め、損害の賠償請求を行うこともできる。

第6a条

本法に基づく紛争及び出願事件は、市場裁判所により審理される。

市場裁判所における司法手続に関する法律(100/2013)の規定は、市場裁判所による紛争及び出願事件の審理に適用される。

第 6b 条

フィンランド刑法第 49 章第 2 条にいう知的所有権に係る犯罪であって、取引表象権を侵害するものの告訴及び商標法第 39 条第 1 段落にいう侵害の告訴は、ヘルシンキ地方裁判所により審理される。

商標法第 38 条第 2 段落及び第 3 段落に基づく賠償の請求又は同法第 41 条に基づく請求であって、告訴にいう犯罪に起因するものは、本法第 6a 条の規定に拘わらず、第 1 段落にいう告訴と関連して審理することができる。

裁判所は、請求がなされた後にその管轄権の基礎となっている状況が変わった場合であっても、第 2 段落にいう請求を審理する権限を引き続き有する。

第 6c 条

市場裁判所における司法手続に関する法律第 4 章第 22 条の規定であって、市場裁判所の、陳述書を請求する権利に関するものは、第 6b 条にいう事件を審理する裁判所の、特許庁による陳述書を請求する権利に適用される。

第 6d 条

第 6b 条にいう事件を審理するに際し、地方裁判所は、市場裁判所法(99/2013)第 7 条(2)にいう専門家構成員のうち最大 2 名の援助を受けることができる。

専門家は、地方裁判所から提出された事項に関する陳述書を提供しなければならない。専門家は、当事者及び証人を尋問する権限を有する。地方裁判所は、当事者に対し、専門家の陳述書に関する見解を事件の決定前に述べる機会を用意しなければならない。

専門家の手数料に関する市場裁判所法第 37 条の規定は、専門家の手数料を受け取る権限に適用される。

第 6e 条

市場裁判所の自己の決定を通知する義務に関する、市場裁判所における司法手続に関する法律第 4 章第 23 条の規定は、第 6b 条にいう事件の審理を行う裁判所の、決定を特許庁に通知する義務に適用される。

第 7 条

本法施行に関する詳細は必要に応じ規則で定める。

第 8 条

本法は 1981 年 3 月 1 日から施行される。本法は 1964 年 1 月 10 日に公布された商標法第 10 章に代わって施行される。